

2026 年 9 月 25 日

No. FIN_027

社債発行会社の関係会社による社債の取得勧誘に係る規制の緩和

執筆者：弁護士 橋本円

令和8年9月15日付で金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号）16条1項各号列举の部分の7号の2の次に新たに7号の3（以下「本号」という。）を追加する旨の改正がなされた（該当部分の改正は令和8年9月16日付で施行済）。これにより、第三者が社債を取得させるためにする勧誘行為のうち本号に定めるものが金融商品取引業から除外されることとなった（<https://www.fsa.go.jp/news/r8/sonota/20260915/02.pdf>）。

この改正は、令和8年7月21日付「成長投資を促進するための金融戦略－資産運用立国のアップグレード－」（内閣官房（日本成長戦略本部事務局））1.1-1.(3)①に基づいて実施されるものである。

以下では、本号の行為に該当することによって金融商品取引業から除かれる勧誘行為について概説する。便宜上、社債を発行する会社を社債発行会社とし、勧誘行為を行う者を勧誘者と表記する。また、本号は、社債券（金商法21⑤）について規定するが、社債券に係る有価証券表示権利（募集事項に社債券を発行する旨の定めがない社債）は、同法上社債券とみなされることから（同21Ⅱ）、社債券とこれに係る有価証券表示権利とを併せて社債と表記する。

I. 金融商品取引業から除外される勧誘行為

本号の行為に該当することによって金融商品取引業から除外される勧誘行為は、(A)社債発行会社が発行する(B)社債について行われる(C)勧誘行為であって、(D)第三者が勧誘者となるもののうち、(E)本号所定の要件を満たすものである。

1. 社債発行会社 ((A))

社債発行会社は、会社法の会社であり、相互会社を含まないと考えられる。

後述4のとおり、本号は、親会社及び子会社の概念について会社法の定義のみを引用しているためである（相互会社については、別途子会社の定義規定があり（保険業法2 XII）、親会社の定義規定は存在しない。）。

2. 社債の範囲 ((B))

勧誘行為の目的となる社債は、社債発行会社が新たに発行しようとする社債のうち、新株予約権付社債以外のものであり、いわゆるセキュリティ・トークンであるものか否かを問わない（Q&A 4）。

社債発行会社が既に発行した社債で、社債発行会社がみずから保有しているものは、本号の適用を受けない。後述3のとおり、本号の適用を受ける勧誘行為は、新たに発行される社債についてするものに限られるためである。

3. 勧誘行為の範囲 ((C))

勧誘行為は、社債についてする募集の取扱い及び私募の取扱いである（金商法2 VIII ⑨）。

募集及び私募は、いずれも取得勧誘（新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘）である（同2 III柱書）。取扱いは、第三者が発行者のために有価証券についてする取得勧誘の代行行為である。

そのため、社債についてする募集の取扱い及び私募の取扱いは、第三者である勧誘者が社債発行会社のために社債発行会社を代行してする取得勧誘である。

勧誘の方法は、対面であってもオンラインであっても良い（Q&A 5）。

4. 勧誘者の範囲 ((D))

勧誘者は、社債発行会社の(a)子会社、(b)親会社又は(c)親会社の子会社である。親会社及び子会社の概念については、会社法の定義が引用されている。

社債発行会社による取得勧誘（これは募集の取扱い又は私募の取扱いではなく、募集又は私募である。）は、そもそも金融商品取引業に該当しないことから、社債発行会社は(c)から除外されている。また、社債発行会社の子会社は、親会社の子会社にも該当することから、重複を避けるため(c)から除外されている。

(1) 社債発行会社の子会社（(a)）

子会社は、会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等である（会社法2 ③・会社則3の2 I）。

会社等は、会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体である（会社則2 III ②）。

したがって、社債発行会社が株式会社であるか持分会社（すなわち、合名会社、合資会社又は合同会社）であるかを問わず、社債発行会社には子会社が存在し得る。

例えば、社債発行会社が議決権の過半数を有する会社、社債発行会社が業務執行権限を有する組合等は、ここでいう子会社に該当する。

(2) 社債発行会社の親会社（(b)）

親会社は、会社等が株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該会社等である（会社法2 ④・会社則3の2 II）。

したがって、社債発行会社の親会社は、社債発行会社が株式会社である場合には存在し得るが、社債発行会社が持分会社である場合には社債発行会社に親会社が存在しない。

例えば、株式会社である社債発行会社の議決権の過半数を有する会社又は組合等は、ここでいう親会社に該当するが、合同会社である社債発行会社の唯一の社員である会社は、ここでいう親会社に該当しない。

(3) 社債発行会社の親会社の子会社（(c)）

社債発行会社が株式会社である場合、社債発行会社の親会社が議決権の過半数を有する会社（いわゆる兄弟会社）、社債発行会社が業務執行権限を有する組合等は、ここでいう親会社の子会社に該当する。

社債発行会社が持分会社である場合、社債発行会社には親会社が存在しないため、ここでいう親会社の子会社は存在しない。

5. 勧誘行為が金融商品取引業から除外されるための要件（E）

本号は、企業集団の効率的な経営の観点から、社債発行会社の関係会社による社債の取得勧誘のうち、社債発行会社による取得勧誘と同視できるものを金融商品取引業から除外することを目的としながら、社債発行会社と勧誘者とが異なることに起因して不適切な取得勧誘が行われる危険を回避しようとするものである（Q&A 9）。

そのため、3の勧誘行為が金融商品取引業から除外されるためには、勧誘者が次の①から④までの要件をすべて満たすことが必要となる。

- ① 社債発行会社が定めた方針（勧誘の対象となる者並びに勧誘の方法及び時期を定めたものに限る。）に従って募集の取扱い又は私募の取扱いを行うこと。
- ② 募集の取扱い又は私募の取扱いの実施状況について、定期的に、社債発行会社に報告すること。
- ③ 次のいずれかの措置を講じていること。
 - (i) 社債に係る債務の保証を行うこと
 - (ii) 社債発行会社に対して社債に係る債務の履行に必要な資金の提供を行うことを確保すること
- ④ 募集の取扱い又は私募の取扱いに際し、その相手方に対し、③の措置の内容についての情報を提供すること。

(1) 定期的報告（②）

定期的報告は、社債発行会社において勧誘者による取得勧誘の実施状況を把握するに足りる頻度で行うこととされており（Q&A 8）、報告の頻度は定められていない。

(2) 社債に係る債務の保証（③(i)）

社債に係る債務の保証は、勧誘者がみずから行うことを要し、勧誘者が第三者に委託して行わせることは認められない（Q&A 10）。

(3) 社債に係る債務の履行に必要な資金の提供（③(ii)）

社債に係る債務の履行に必要な資金の提供は、勧誘者が社債発行会社との間で資金提供契約を締結し、同契約に基づいて勧誘者が社債発行会社に対して行う資金の提供である。この資金提供は、

勧誘者がみずから行うことを要し、勧誘者が第三者に委託して行わせることは認められない（Q&A 11～13）。

II. 勧誘行為が金融商品取引業から除外される効果

1. 業規制

社債発行会社の子会社、親会社及び親会社の子会社は、金商法29条の登録を受けることなく本号の行為に該当する募集の取扱い及び私募の取扱いを業として行うことができ、これらの行為を行うにあたり同法に規定する行為規制を受けない。

2. 開示規制

社債発行者が発行する社債は、その取得勧誘が金融商品取引業から除外されることをもって適用除外有価証券（金商法3）となるわけではないため、社債発行会社の子会社、親会社又は親会社の子会社が社債について募集の取扱いをする場合には、社債発行会社は、発行金額に応じて有価証券届出書等を提出する義務を負い、取得勧誘を行う者は、相手方に対して目論見書を交付する義務を負う。

3. 社債契約の効力

無登録業者（金商法29条の規定に違反して第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業を行う者）が、未公開有価証券（金商法171の2 II・金商令33の4の5）に該当する社債について募集の取扱い又は私募の取扱いを行った場合には、これによって成立した社債契約（社債の発行に係る契約）は、原則として無効となる（同171の2 I・金商令33の4の4）。

本号の行為を業として行うことは、金商法29条に違反するものではないから、これを行うことをもって社債発行会社の子会社、親会社又は親会社の子会社が無登録業者に該当することはない。

そのため、本号の行為によって成立する社債契約は、この行為を行った社債発行会社の子会社、親会社又は親会社の子会社が別途無登録で金融商品取引業を営む場合を除くほか、金商法171条の2第1項の規定に基づいて無効とはならない。

以 上

(凡例)

会社則	会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）
会社法	会社法（平成17年法律第86号）
金商法	金融商品取引法（昭和23年法律第25号）
金商令	金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）
定義府令	金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号）
保険業法	保険業法（平成7年法律第105号）

Q&A コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（2026年9月15日）

<https://www.fsa.go.jp/news/r8/sonota/20260915/01.pdf>

執筆者

弁護士 橋本円（パートナー、第一東京弁護士会）

Email: madoka.hashimoto@aplaw.jp

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 ファイナンスプラクティスチーム

Email: fpg@aplaw.jp

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

東京オフィス Tokyo Head Office 〒100-0011 東京都千代田区 内幸町 2-2-2 富国生命ビル（総合受付：16F） 	大阪提携オフィス Osaka Affiliate Office （A&S 大阪法律事務所） 〒530-0005 大阪府大阪市北区 中之島 2-3-18 中之島フェスティバルタワー16階 	福岡提携オフィス Fukuoka Affiliate Office （A&S 福岡法律事務所） 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 2丁目 12-1 天神ビル 10階 
ニューヨーク提携オフィス New York Affiliate Office 1120 Avenue of the Americas, 4th Floor New York, New York 10036 	ロンドンオフィス London Office 85 Gresham Street, London EC2V 7NQ, United Kingdom 	フランクフルト提携オフィス Frankfurt Affiliate Office Operturm (13th Floor) Bockenheimer Landstraße 2-4, 60306 Frankfurt am Main, Germany 
ブリュッセルオフィス Brussels Office CBR Building, Chaussée de la Hulpe 185, 1170, Brussels, Belgium 	ホーチミンオフィス Ho Chi Minh Office 10F, The NEXUS building, 3A-3B Ton Duc Thang Street, Sai Gon Ward, Ho Chi Minh City, Vietnam 	